

第6次志免町総合計画後期基本計画
及び
第3期志免町総合戦略
策定方針

令和6年4月
志免町 経営企画課

1. 計画の名称

(1) 第6次志免町総合計画後期基本計画

計画の名称は、「第6次志免町総合計画 後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）」とします。

(2) 第3期志免町総合戦略

計画の名称は、「第3期志免町デジタル田園都市構想総合戦略（以下「第3期総合戦略」という。）」とします。

2. 策定の趣旨

(1) 後期基本計画

志免町（以下「町」という。）では、令和3年度から第6次志免町総合計画において、町の将来像「みんなで未来をつくるまち ～手と手を取り合い住みつづけたい しめ～」と掲げ、総合的かつ計画的にまちづくりを進めているところです。この総合計画における前期基本計画が令和7年度で計画期間を終えることから、これまでの取組を総括するとともに町の将来像の実現に向けた取り組みを推進していくために、後期基本計画を策定します。

(2) 第3期総合戦略

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとした、「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、その構想の実現のために第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、2023年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

町でも、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づき、国の総合戦略を勘案して、これまでと同様に「志免町人口ビジョン」における分析結果や人口の将来展望を踏まえ、人口減少の克服・地方創生のための取組をさらに進めていくこととし、第3期総合戦略を策定します。

また、第3期総合戦略の着実な進行を図るために、町の最上位計画である志免町総合計画の下、総合的かつ一体的にまちづくりに取り組んでいくこととします。

3. 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。



4. 策定の視点

総合計画は、策定の過程はもとより、策定後も将来にわたって町民と行政が共有し続け、まちづくりの指針となり、また、まちの将来像や施策の目指す姿の実現に向けて実効性のある計画となることが重要であると考え、次に掲げる視点をもって策定します。

① 町民参加による計画づくり

情報の共有や対話を通した共通の認識のもと、町民と行政が一体となって計画づくりを行います。なお、策定の作業、内容については、随時ホームページ等で公開します。

② 親しみやすく分かりやすい計画づくり

構成や表現が簡潔明瞭で、身近なものと感じられるような内容とし、町民にとって親しみやすく分かりやすい計画づくりを行います。

目標、達成度や役割分担を具体的に掲げ、どういう状態を目指しているのか、そのために誰が何をすべきか、ということが誰にとっても分かりやすい計画を目指します。

③ 行政評価と連動する計画づくり

行政（町）が何をどれだけするのかではなく、計画に掲げるまちの姿にどの程度近づいたか、それぞれの事業がどの程度貢献したのかを評価し、その結果を次の事業の企画や実施、予算配分等に反映していくしくみ（行政評価制度）を取り入れ、行政評価と連動する計画を目指します。

④ 社会経済情勢を踏まえた計画づくり

人口の推移や人口構造の変化、財政状況等、町を取り巻く環境を分析・検証を行い、将来動向を考慮した計画づくりを行います。

⑤ その他町の個別計画等との整合性のとれた計画づくり

町が策定する各分野における個別の計画や施策に方向性を与える上位計画と位置付けます。

5. 町民の参画と策定体制

(1) 町民の参画

次に掲げるものを含め、計画策定の各段階において町民の参画による計画づくりに取り組みます。

① 町民意識調査

町のまちづくりに対する町民ニーズを把握するため、アンケートによる町民の意識調査を実施します。

② 中高生世代へのまちづくりヒアリング

中高生世代のまちづくりへの意見や意識を素案作成の参考とするための取り組みを行います。

③ ワークショップ

町民や町職員で、まちづくりの課題や基本的な方向性などについて、素案作成に係る意見交換（ワークショップ）を行います。

④ 総合計画審議会への委員公募

町長の諮問機関として、学識経験者、さまざまな分野の団体代表者などで構成し、全町的な視点から提案された総合計画案について調査・審議を行う「総合計画審議会」の委員を町民から公募します。

⑤ 総合戦略策定検証委員会への委員公募

産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、士業（産官学金労言士）等の関係者で構成し、総合戦略の策定及び推進について、審議・評価を行う「総合戦略策定検証委員会」の委員を町民から公募します。

⑥ パブリックコメント（意見公募）

計画の素案を、町のホームページ等で公開し、町民から寄せられた意見に対して町の考え方、意見を公表するとともに、町民意見を計画策定に活かします。

(2) 庁内策定体制 ※別紙体制図をご覧ください。

① 総合計画及び総合戦略策定推進本部

全庁的に取り組むため、副町長を本部長とする総合計画及び総合戦略策定推進本部を設置します。総合計画にかかる各施策の横断的な調整また重要な事項の協議、基本計画原案の作成を行います。（※総合戦略の策定・検証も併せて行います。）

② 総合計画策定プロジェクトチーム・総合戦略策定プロジェクトチーム

計画素案作成は、関係課職員で構成したプロジェクトチームで行います。

プロジェクトチームは、数班設置し、基本計画・総合戦略の素案の検討、協議を行います。

また、プロジェクトチームの職員は、ワークショップに参加し、町民と協働で計画づくりに取り組みます。

③ 各課

各課は、計画策定に必要な基礎資料の調査、また、関係する施策及び事務事業についての検討、協議を行います。

(3) 審議体制

① 志免町総合計画審議会

町の附属機関として、さまざまな分野の団体代表者や有識者、町民公募委員などで構成する「総合計画審議会」において、本町が抱えている課題や将来に向けての方向性、目指すべき都市像について、全町的、専門的、総合的な視点から提案された総合計画案について調査・審議を行います。

② 志免町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定検証委員会

産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、士業（産官学金労言士）等の関係者で構成し、総合戦略の策定及び推進について、審議・評価を行います。

(4) 事務局

計画策定に関する事務は、経営企画課で行います。

主な取組内容（予定）

▼令和6年度

時期	主な取組	内容
4月	策定方針の決定	趣旨、視点、策定体制等を決定
8月	<u>総合計画審議会①</u>	辞令交付、総合計画策定に関する情報共有
9月～	策定プロジェクトチーム	前期基本計画検証、施策体系案の検討
10月	町民ワークショップ	町の課題や目指す姿等の意見交換
11月	まちづくりヒアリング	中高生世代の意識や意見を調査
11月～	策定本部会議	検証結果、施策体系案の協議
12月	<u>総合計画審議会②</u>	検証結果、施策体系案の審議
1月	町民意識調査	施策の達成度や町の取組の満足度等に関する調査
3月	<u>総合計画審議会③</u>	基本計画素案の経過報告

▼令和7年度

時期	主な取組	内容
4月～	策定プロジェクトチーム	成果指標の目標値、重点取組の検討
5月～	策定本部会議	基本計画素案の協議
6月	<u>総合計画審議会④</u>	基本計画素案の審議
7月	パブリックコメント	基本計画素案に対する意見募集と町の考えを公表
8月	<u>総合計画審議会⑤</u>	基本計画案の審議・答申
9月	議会	基本計画の報告